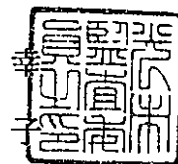


光市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年度定期監査指摘事項に対する改善措置を別紙のとおり公表する。

平成30年7月4日

光市監査委員 松 本 利
同 林 節



光 総 第 8 3 号

平成30年6月15日

光市監査委員 松 本 利 幸 様

光市監査委員 林 節 子 様

光市長 市 川



平成29年度定期監査の結果に基づく是正、改善等の措置について

平成30年5月16日付け光監委第18号で報告のありました標記のことにつ
きまして、別紙のとおり通知します。



平成29年度定期監査に基づく是正、改善等の報告について

平成30年度から次のような改善等を実施します。

1 下水道使用料、下水道受益者負担金について

まず、下水道使用料の徴収に関しては、光市水道局と基本協定書を締結し徴収委託を行っているところであるが、現行の基本協定書の内容は下水道条例の改正による条ずれに対応していないことから、協定書の標記では不具合が生じている。また、基本協定書には自動更新を明記した条項が存在しているが、市の委託契約書において自動更新条項の記載は好ましくない。以上のことから、基本協定書を早急に改正することを要望する。

次に、下水道受益者負担金については、未収金の内容を精査するとともに、法令等に則った手続のもと滞納処分や不納欠損等適切な事務処理をされることを要望する。

下水道使用料徴収事務の委任に関する基本協定については、水道局と調整の上、条ずれの調整及び自動更新条項削除のための協定変更を行います。

下水道受益者負担金については、法令等に基づき適切な事務処理に努めます。

2 保育園保育料について

保育園保育料の徴収・収納事務に関しては、各園と委託契約を交わして事務の委託を行っており、滞納者への対応も園が中心となり行われている。そのため、在園児の保護者に対しては接触する機会も多く、滞納分の回収にも一定の成果が見込めるものの、過年度分となる卒園児の保護者に関しては園のみで対応することは困難であり、滞納分の回収が滞っている。このような状況のもと、担当部署では電話による対応が中心となっており、過年度分の滞納については、徴収事務を十分行うことなく5年の時効を迎え不納欠損扱いとなっている。今後は、担当部署と園の緊密な連携のもと、滞納者への積極的な臨戸訪問や文書による通知など改善を図るとともに、適正な徴収事務の執行が行われることを強く要望する。

過年度分滞納者に対しては、文書による督促・訪問等の徴収活動を定期的に

(年6回程度)実施し、納付内容については、滞納者からの相談に応じ、児童手当からの申出徴収や分納誓約書に基づく分納による徴収活動を積極的に推進し、滞納分の削減を図ります。

また、新規に発生する滞納分を削減するため、現年度滞納が発生した場合には児童手当から特別徴収又は申出徴収を行うこととし、さらなる収納率の向上を図ります。

3 河川占用料について

河川占用料に関し、占用料の申請書が条例で規定されているものとは違う様式で提出・受理されているものが見受けられたので、正しい申請書で提出するよう指導されることを要望する。

光市普通河川管理条例及び光市普通河川管理条例施行規則に基づき適正に事務処理を行います。

なお、申請者には本市規定の様式に改めるよう指導を行い、改善を図りました。

4 契約書の押印について

契約書の押印に関しては、地方自治法第234条第5項に「普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、」講じなければ「当該契約は、確定しないものとする。」との規定があるほか、光市文書取扱規程第21条第2項に「契約書、登記文書その他閉じ替えを禁ずる文書には、その閉じ目に割り印をしなければならない。」との規定がある。しかしながら、契約書に市長印が押されていないもの、また、袋とじがされているもので割り印が押されていない契約書が多く見受けられた。今後は、契約書作成にかかる知識の普及を図るとともに、適正な契約事務の執行が行われることを強く要望する。

契約書は市と相手方との契約内容を書面にした証拠書類であり、契約事務における文書として特に厳格な取扱いが必要であることから、適正な契約事務の執行を行うため、改めて、文書取扱いの基本となる光市文書取扱規程に沿った事務処理を行うよう指導します。